

問31 「民生委員・児童委員は、どのような活動をしているのですか」

民生委員・児童委員は、どのような活動をしているのでしょうか。

また、民生委員・児童委員の推薦を町会に依頼している理由について説明してください。

答 「民生委員・児童委員は、地域に密着した次のような活動をしています」

民生委員・児童委員の仕事は、主に次のとおりです。

①社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

②相談のはたらき

地域住民がかかえる福祉問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

③情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

④連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設・団体に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

⑤調整のはたらき

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が

図られるように支援します。

⑥生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

⑦意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて関係機関などに意見を提起します。

現在、市内の民生委員・児童委員の定数は、482名となっています。任期は3年で、次期一斉改選は、平成19年12月1日を期して行われます。

民生委員・児童委員は、町会を基本単位として「担当区域」を受け持ちはます。

また、市内を20地区に分け、各地区に民生委員児童委員協議会を設置し、毎月1回各地区において定例会を開催して委員相互の連絡・調整を行っています。

このように、民生委員・児童委員は地域に密着した活動をしていることから、その推薦を町会にお願いしています。人選などでいろいろと御苦労があると思いますが、地域における福祉の推進ということを御理解いただき、今後とも御協力をいただきたいと考えています。

【問い合わせ先】

◎保健福祉総務課 TEL：7167-1131

◎社会福祉協議会地域福祉課

TEL：7163-9001